

京都市告示第 7 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の収納事務を委託します。

平成23年4月1日

京都市長 門川大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
財団法人京都市ユースサービス協会	京都市青少年活動センターの使用料の徴収	平成23年4月1日から平成27年3月31日まで
一般財団法人ポジティブアースネイチャーズスクール	京都市百井青少年村の使用料の徴収	同上

(文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課)